

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 29 年 12 月 20 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700243号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1700028号

## 第1 結論

昭和63年4月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年4月から平成元年3月まで

請求期間に係る国民年金保険料については、納付した時期、場所、納付方法などを明確に記憶していないが、私か妻が必ず納付していた。請求期間の前後の期間が国民年金保険料納付済期間となっていることから、請求期間だけ未納となっているのは納付できない。

国民年金保険料は、納付できるものは必ず納付しており、途中で納付をしない期間があることは考えられないので、調査の上、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、国民年金保険料の納付について、納付できるものは必ず納付し、納付しない期間はないと主張しているところ、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格取得の処理日が平成元年10月2日となっており、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが推認できることから、請求者はこの頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、この時点において、請求期間は過年度納付することが可能な期間である。

また、オンライン記録により、請求期間の直前の昭和62年7月から昭和63年3月までの期間について過年度納付されていることが確認できる上、請求期間後から現在までの国民年金加入期間における国民年金保険料を全て納付していることが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付するにあたり、平成元年から平成3年にかけて事業の業績は上向きであったことから、請求期間に係る国民年金保険料を納付できないような経済状況ではなかった旨陳述しており、12か月と短期間の国民年金保険料を納付することができないような事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700302号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700201号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和40年12月24日に、喪失年月日を昭和41年1月1日に訂正し、同年12月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正15年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年12月24日から昭和41年2月12日まで

請求期間は、私の父(訂正請求記録の対象者)が、A社のB工場から新工場(C県D市E地区)に転勤した時期であると記憶しています。当時、私は高校生で新工場の敷地内にある社宅からF県まで通学しており、父が新工場を稼働させるため、忙しい日々を送っていたことを記憶しています。このことから、請求期間について、父は厚生年金保険に加入していたはずであり、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間において、A社に正社員として継続して勤務していたことが認められる。

一方、適用事業所名簿によると、A社は、昭和41年2月12日に厚生年金保険の適用事業所となったことから、請求期間当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

しかしながら、同僚の厚生年金保険被保険者記録及び陳述から判断すると、A社は、請求期間において、厚生年金保険が適用される業種の事業所であると認められる上、適用事業所となった時点で同社の厚生年金保険被保険者は34人いることから、請求期間当時においても同社に常時5人以上の従業員が勤務していたことが推認でき、同社は請求期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

請求期間のうち昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間について、事業主及び請求期間当時の給与・社会保険事務担当者の回答により、A社においては、当月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除していたと認められるところ、上述の同僚のうちの一人から提出された昭和41年1月分の給料支払明細書において昭和40年12月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、訂正請求記録の対象者についても、昭和40年12月分の厚生年金保険料が事業主により昭和41年1月分の給与から控除されていたことが推認できる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和41年2月の標準報酬月額の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和40年12月24日から昭和41年1月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は訂正請求記録の対象者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間のうち昭和41年1月1日から同年2月12日までの期間について、事業主は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、上述の同僚から提出された昭和41年2月分の給料支払明細書により、昭和41年1月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として昭和41年1月1日から同年2月12日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700283号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700199号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年1月10日から平成10年1月10日まで

A社に勤務していた請求期間について、厚生年金保険の加入記録がない。同社にトラックドライバーとして勤務していたことは間違いないので、調査の上、記録を訂正し、年金受給額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社及び同社の請求期間当時の事業主(以下「前事業主」という。)は、請求者はドライバーとして同社に勤務していたと回答している一方で、請求者の勤務日数(1か月)、勤務時間(1日)及び勤務期間については、請求者に係る人事台帳等の資料を保管しておらず不明であると回答している。

また、請求者がA社における同僚として名前を挙げた者及び同社における厚生年金保険の被保険者期間が請求期間の全部又は一部と重なる者のうち、連絡先が確認できた8人に照会したが、請求者の勤務実態及び勤務期間について回答は得られなかった。

さらに、A社及び前事業主は、請求者について、厚生年金保険の資格取得に係る届出は行っておらず、請求者の給与から厚生年金保険料は控除していないと回答しており、同社から提出された、委託先の社会保険労務士事務所が保管している「被保険者台帳」(社会保険に係る事項を被保険者別一覧に記録した台帳)に請求者の氏名は確認できない。

加えて、請求期間当時、A社が加入していたB厚生年金基金は、請求者に係る加入記録はないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700269号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700200号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年1月1日から昭和41年2月12日まで

A社に勤務していた請求期間の厚生年金保険の加入記録がないので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に正社員として継続して勤務していたことが認められる。

一方、適用事業所名簿によると、A社は、昭和41年2月12日に厚生年金保険の適用事業所となったことから、請求期間当時は、適用事業所ではなかったことが確認できるが、同僚の厚生年金保険被保険者記録及び陳述から判断すると、同社は、請求期間において、厚生年金保険が適用される業種の事業所であると認められる上、適用事業所となった時点で同社の厚生年金保険被保険者は34人いることから、請求期間当時においても同社に常時5人以上の従業員が勤務していたことが推認でき、同社は請求期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

しかしながら、請求期間について、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、事業主及び請求期間当時のA社の給与・社会保険事務担当者の陳述により、同社において当月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除していたと認められるところ、上述の同僚のうち一人から提出された昭和41年2月分の給料支払明細書により、昭和41年1月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを認めることはできない。